

○ 「電子処方せんの運用ガイドライン」の改正事項

(下線部が改正箇所)

改正後	改正前
<p>電子処方せんの運用ガイドライン</p> <p>平成 28 年 3 月 31 日 <u>一部改正</u> 平成 30 年 7 月 30 日 厚生労働省</p>	<p>電子処方せんの運用ガイドライン</p> <p>平成 28 年 3 月 31 日 厚生労働省</p>
<p>(1) 電子処方せんに対応した薬局の場合</p> <p>医療機関、電子処方せんに対応した薬局における手続きは、以下のとおりとする。「電子処方せん引換証」「処方せん ID」「確認番号」の様式等は、(3) のとおりとする。</p> <p>①～⑱ (略)</p> <p>(※) 電子処方せんの記載のフォーマットは、以下を踏まえたものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医薬品マスター (社会保険診療報酬支払基金：医薬品マスター) ・用法マスター (厚生労働省標準規格 HS027 処方・注射オーダー標準用法規格 (日本医療情報学会)) ・電子処方箋標準フォーマット (別添「電子処方箋 CDA 記述仕様 第 1 版」(平成 30 年 7 月)) 	<p>(1) 電子処方せんに対応した薬局の場合</p> <p>医療機関、電子処方せんに対応した薬局における手続きは、以下のとおりとする。「電子処方せん引換証」「処方せん ID」「確認番号」の様式等は、(3) のとおりとする。</p> <p>①～⑱ (略)</p> <p>(※) 電子処方せんの記載のフォーマットは、以下を踏まえたものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医薬品マスター (社会保険診療報酬支払基金：医薬品マスター) ・用法マスター (日本医療情報学会：処方オーダーリングシステム用標準用法マスター) ・電子処方箋標準フォーマット (平成 26 年度厚生労働科学研究 電子化した処方箋の標準化様式の整備と運用に関する研究：電子的処方指示・調剤実施情報提供書 CDA 記述仕様)